

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

睦沢町の人口は平成7年をピークに人口減少に転じ、今後も減少の一途をたどると見込まれる。また合計特殊出生率が1.24と全国平均を下回っていることから、少子高齢化が急速に進行している状況である。

また、本町の中小企業数は減少傾向にあり、さらに後継者不足等の課題にも直面している。現状を放置すると長い歴史を経て形成された、町内の産業基盤が失われかねない状況である。

このような中、独自の取り組みとして町内事業者に対して利子補給や創業者支援事業補助金等を講じてきたが、引き続き町内中小企業の生産性の抜本的な向上により、後継者不足等に対応した事業基盤と構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていこうとする取り組みを支援していくことは、喫緊の課題である。

(2) 目標

生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業の先端設備等の導入を促すことで、県内でも、設備投資が活発な自治体の1つとなり、経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に5件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

睦沢町の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が睦沢町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

睦沢町の産業は山間部や平野部を含めて町内で広域に立地している。したがって広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象地域は睦沢町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

睦沢町の産業は、農林水産業、製造業、サービス業等と多岐に渡っているため、広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。また、生産性向上に向けた事業者の取り組みは多様であるため、本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組を先端設備導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・公序良俗に反する取組や反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。